

議第99号

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月17日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年12月24日から令和3年1月30日までの間に作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例）

- 7 令和2年12月24日から令和3年1月30日までの間に勤務した日において、新型コロナウイルス感染症の患者が入院した富士市立中央病院の病棟で前項の表指定感染症防疫等作業手当2の項の作業に従事した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4,000円」とあるのは「6,000円」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年12月24日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新条例附則第7項の規定を適用する場合においては、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給された指定感染症防疫等作業手当は、新条例の規定による指定感染症防疫等作業手当の内払とみなす。

議第100号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月17日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第86号の2の表を次のように改める。

住棟のうち申請する住宅 の戸数	手数料の額	
	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）、又は第6条の2第3項に規定する確認書（以下「確認書」という。）を添付する場合	その他の場合
1戸のもの	1万5,000円	5万2,000円
1戸を超え、5戸以内のもの	2万6,000円	11万8,000円
5戸を超え、10戸以内のもの	4万2,000円	18万7,000円
10戸を超え、25戸以内のもの	6万8,000円	36万8,000円
25戸を超え、50戸以内のもの	10万8,000円	65万6,000円
50戸を超え、100戸以内のもの	16万4,000円	112万7,000円
100戸を超え、200戸以内のもの	27万7,000円	208万2,000円
200戸を超え、300	35万円	297万4,000円

戸以内のもの		
300戸を超えるもの	39万8,000円	364万3,000円

備考 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、上記の表により算定した手数料の額に、建築物の床面積の区分に応じ、第76号に規定する額を加算する。

第2条第1項第86号の2の2の表中

「

登録住宅性能評価機関が交付した適合証を添付した場合 1戸につき次に定める額を乗じて得た額	その他の場合 1戸につき次に定める額を乗じて得た額
2万2,000円	7万6,000円
7,000円	3万5,000円
6,000円	2万8,000円
4,000円	2万2,000円
3,000円	2万円
2,000円	1万7,000円
2,000円	1万6,000円
1,000円	1万5,000円
1,000円	1万4,000円

を

」

「

確認書を添付する場合	その他の場合
2万2,000円	7万7,000円
3万8,000円	17万6,000円
6万1,000円	28万円
10万1,000円	55万円
16万1,000円	98万3,000円
24万5,000円	168万9,000円

に改める。

41万5,000円	312万2,000円
52万5,000円	446万円
59万5,000円	546万3,000円

」

第2条第1項第86号の2の3の表を次のように改める。

住棟のうち申請する住宅の戸数	手数料の額	
	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	その他の場合
1戸のもの	1万2,000円	3万1,000円
1戸を超え、5戸以内のもの	2万1,000円	6万7,000円
5戸を超え、10戸以内のもの	3万4,000円	10万7,000円
10戸を超え、25戸以内のもの	5万2,000円	20万2,000円
25戸を超え、50戸以内のもの	8万6,000円	36万1,000円
50戸を超え、100戸以内のもの	13万7,000円	61万8,000円
100戸を超え、200戸以内のもの	22万8,000円	113万1,000円
200戸を超え、300戸以内のもの	28万5,000円	159万7,000円
300戸を超えるもの	31万6,000円	193万9,000円

備考 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に併せて、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、上記の表により算定した手数料の額に、建築物の床面積の区分に応じ、第76号に規定する額を加算する。

第2条第1項第86号の2の4の表中

登録住宅性能評価機関が交付した適合証を添付した場合 1戸につき次に定める額を乗じて得た額	その他の場合 1戸につき次に定める額を乗じて得た額
1万7,000円	4万4,000円
6,000円	2万円
5,000円	1万6,000円
3,000円	1万2,000円
2,000円	1万1,000円
2,000円	9,000円
1,000円	8,000円
1,000円	8,000円
1,000円	7,000円

を

確認書を添付する場合	その他の場合
1万7,000円	4万5,000円
3万円	9万9,000円
4万9,000円	15万9,000円
7万7,000円	30万1,000円
12万8,000円	54万円
20万4,000円	92万6,000円
34万1,000円	169万5,000円
42万7,000円	239万4,000円
47万3,000円	290万7,000円

に改める。

附 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。

2 この条例の施行前に申請を受け付けた事務に関する手数料については、なお従前の例による。

議第101号

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月17日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市病院事業使用料及び手数料条例（昭和59年富士市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1正常分べん介助料の項中「116,000円」を「112,000円」に、「106,000円」を「102,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改め、同表帝王切開分べん介助料の項中「101,000円」を「97,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議第102号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市地区まちづくりセンター)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年11月17日提出

富士市長 小長井 義正

記

公の施設の名称	富士市須津まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人須津地区まちづくり協議会
指定の期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公の施設の名称	富士市松野まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人松野地区まちづくり協議会
指定の期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議第103号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(富士市交流プラザ及び富士市富士川ふれあいホール)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年11月17日提出

富士市長 小長井 義 正

記

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | (1) 富士市交流プラザ
(2) 富士市富士川ふれあいホール |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人富士市振興公社 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

議第104号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

(富士市立少年自然の家、富士市立丸火青少年の家及び富士市保健休養林丸火自然公園)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年11月17日提出

富士市長 小長井 義 正

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公の施設の名称 | (1) 富士市立少年自然の家
(2) 富士市立丸火青少年の家
(3) 富士市保健休養林丸火自然公園 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 特定非営利活動法人ホールアース研究所 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

議第105号

第六次富士市総合計画基本構想の策定について

第六次富士市総合計画の基本構想を別紙のとおり定めることにつき、富士市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成22年富士市条例第26号）第3条の規定により議決を求める。

令和3年11月17日提出

富士市長 小長井 義正

議第106号

第六次富士市総合計画前期基本計画の策定について

第六次富士市総合計画の前期基本計画を別紙のとおり定めることにつき、富士市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成22年富士市条例第26号）第3条の規定により議決を求める。

令和3年11月17日提出

富士市長 小長井 義正